

平成22年度

国の施策等に関する提案・要望

結 果 調 ベ

(平成21年10月21日実施分)

県内版地方六団体要望分

平成22年1月21日

鳥取県自治体代表者会議
鳥取県地方分権推進連盟

平成22年度国の施策等に関する提案・要望 結果調べ

鳥取県自治体代表者会議
鳥取県地方分権推進連盟

番号	項目名	所管省庁	提案・要望内容	国予算への反映状況等
1	高速道路の欠落箇所を接続し、第一次的ネットワークの構築を国策の第一順位に	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域間格差を是正し「地域主権」を確立するために、高速道路ネットワークは不可欠な社会基盤。国家戦略として高速道路の欠落箇所を接続し、第一次的ネットワークの構築を国が責任を持って最優先に取り組み、早期に国家ネットワークを形成すべき。 ○ 北東アジアに地勢的に近接する日本海側の高速道路ネットワーク(山陰道)を整備し、北東アジアゲートウェイ機能を強化し、東アジア共同体構想を強力に推進。 ○ 地方の高速道路は、低コストで整備が進むことから、厳しい国家財政の中にあっても、国家戦略としての社会资本整備に効果的。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路整備(国費・全国) 21当初：26,866億円 要求額：21,720億円 (対前年比 0.81) 決定額：22,520億円 (対前年比 0.84) 上記のうち ・直轄事業(国費・全国) 21当初：12,693億円 要求額：11,137億円 (対前年比 0.88) 決定額：11,394億円 (対前年比 0.90) ・補助事業(国費・全国) 21当初：3,719億円 要求額：3,023億円 (対前年比 0.81) 決定額：937億円 (対前年比 0.25) ・交付金(国費・全国) 21当初：9,400億円 要求額：7,520億円 (対前年比 0.80) 決定額：9,163億円 (対前年比 0.97)
2	地域経済を浮揚させる雇用創出政策の充実強化について	国家戦略室	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方における新たな雇用創出パッケージの提案 <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校における30人学級など少人数学級の導入により、新たな雇用を創出すること。 ・農林水産業への雇用支援対策の充実強化により、新たな雇用を創出すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な動きなし 引き続き要望。 ・「農」の雇用事業(国費・全国) 21当初 0億円 決定額 21億円 緑の雇用総合対策事業(国費・全国) 21当初 61億円 決定額 29億円 (所要額95億円) 新規就業・新規参入対策(国費・全国) 21当初 12億円 決定額 15億円 ・介護現場における配置基準 ・具体的な動きなし。

			<p>の拡充や処遇の改善など的人材定着対策の推進により、新たな雇用を創出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グリーンニューディール施策の充実強化により新たな雇用を創出すること。 	<p>引き続き要望。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業誘致支援制度 低炭素型雇用創出産業の国内立地の推進 21年2次補正 297億円
3	地方に活力を与える予算編成について	行政刷新会議	<p>○ 「地域主権」の確立のためには、地方の実態に十分配慮し、地方に活力を与える予算編成が必要不可欠。</p> <p>⇒ 地域主権を確立するためには、地方交付税など地方税財源を充実強化すべき。特に地方交付税の総額を確保し、財政調整機能の充実を図ること。</p> <p>⇒ 予算編成及び施策の制度設計に当たっては、地方・現場の声をよく聞き、地方とよく調整するとともに、地方への負担の受け回しはしないこと。</p> <p>⇒ 制度の具体的な内容を早期に明らかにし、十分な移行期間を設けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業の戸別所得補償制度の創設 ・子ども手当の創設 ・高校教育の実質無料化など <p>○ 国の本年度補正予算については、雇用対策、耐震化、地域医療の確保などを始め、地方の優先課題として取り組むものが多く含まれている。</p> <p>⇒ 地方が中心的課題として取り組んできたことに対しては、国の責任で代替措置を講ずるなど、十分な配慮を行うこと。</p>	<p>【地方財政対策】(地方財政対策の概要(12/25))</p> <p>○地方財政計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方交付税 +1.1兆円 ・臨財債 +2.6兆円 ・地方税 ▲3.2兆円 (地方譲与税含む) ・その他 ▲0.2兆円 <p>一般財源総額は+0.3兆円</p> <p>○過去最大規模の交付税出口ベース1.1兆円増は歓迎すべき。</p> <p>○一方、臨財債は膨大な伸び率(+49.7%)で、財源不足対策としては不満が残り、今後が懸念されるところ。</p> <p>○本県の交付税は、臨財債を合わせた実質ベースで対前年増が期待。昨年の地域雇用創出費による加算での影響等から分析すると、30~40億円程度の増が推計される。</p> <p>○地財対策では「臨財債急増への対応」として、財政力の弱い地方公共団体に配慮し、発行可能額の算出方法を見直すこととしており、現行ルールで臨財債を過大に配分され真水の交付税を削られている本県としてはこの見直しの動向を最も注目したい。</p> <p><戸別所得補償制度></p> <p>○中山間地域等への配慮については、具体的な制度設計が示されていない。</p> <p><子ども手当></p> <p>○平成22年度分は暫定措置で、子ども手当と児童手当を併給。合わせて1人につき月額1万3千円を支給。子ども手当分は、全額国庫負担。児童手当分は、現在の負担どおり(国、地方、事業主)。</p> <p>○制度設計にあたり、国からの</p>

			<p>事前の協議、情報提供はなし。</p> <p>○費用負担のあり方については、平成22年度において「地域主権戦略会議」等で議論が必要。</p> <p><高校授業料の無償化></p> <p>○各地方公共団体で実施している授業料減免制度に係る経費は、引き続き各地方公共団体で負担(310億円：交付税措置)</p>
4	地方交付税の総額確保など、地方に必要な財源の確保について	総務省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 暫定税率の廃止等に伴う明確な財源措置 <ul style="list-style-type: none"> ・暫定税率の廃止や自動車関係諸税の抜本的な整理に伴い、地方に減収が生じる場合は、地球温暖化対策等の環境施策について、地方が担うべき大きな役割を踏まえた「地方環境税（仮称）」を創設するなどにより、明確な財源措置を講ずること。 ○ 地方交付税総額の復元・増額 <ul style="list-style-type: none"> ・社会保障関係費など地方の財政需要の増加や景気低迷による財源不足を地方財政計画に適切に積み上げること。 ・地方交付税の法定率の引き上げによる原資の確保を図ること。 ○ 地方税財源の充実強化と偏在の是正 <ul style="list-style-type: none"> ・社会保障を始め、今後増大が見込まれる行政サービスの安定的な提供に向けて、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方消費税の引上げを含む税制の抜本的改革の議論を行い、その早期実現を図ること。 ○ 一括交付金制度の早期構築 <ul style="list-style-type: none"> ・交付金として地方が自由に使える制度設計を早期に構築すること。 ・配分に当たっては財政力の弱い団体等に配慮すること。 <p>【税制改正】(税制改正大綱(1/22))</p> <p>○環境税関係 地球温暖化対策等のための税は、平成23年度実施に向けてさらに検討を進めることとされた。(暫定税率に代わる税として措置される税率の見直しを含めて検討)また、地球温暖化対策にかかる地方の役割を踏まえて、地球温暖化対策のための税を検討する場合には、地方の財源を確保する仕組みが不可欠であることが示された。 国の議論の動向を注視しながら、引き続き要望する。</p> <p>○自動車関連諸税の暫定税率 暫定税率は廃止されるものの、現在の税率水準は当分の間維持されることとなり、財源を維持することができた。</p> <p>○地方税財源のあり方 今後の改革の方向性として、社会保障など地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築することが示された。 引き続き、地方税制の本質的な改革の早期実現について要望を行っていく。</p>
5	国と地方の協議の実施について	国家戦略室	<p>○ 法制化前でも早急に「国と地方の協議の場」を設置して、新型インフルエンザ対策や生活保護の母子加算復活の復活、高校授業料無償化など国民生活に直結する重要課題に速やかに対応すること。</p> <p>平成21年11月16日に首相官邸に地方六団体の代表者を集め国と地方の協議が開催、「国と地方の協議の場」の法制化に当たって、双方の代表からなる実務検討グループが設けられることに</p>

			<ul style="list-style-type: none"> ○ 国と地方の協議の場は、国と地方が対等に協議できる場であり、地方からの提案も協議の対象とすること。 ○ 具体性のあるテーマについては、各省政務三役及び知事会代表者で組織する専門的な検討チームを設置し、実務レベルでより掘り下げて議論をする。 	<p>なった。12月18日に開催された検討グループの第1回の会合で法案要綱案が地方側から提出され、今後協議が進められることとなっている。</p> <p>通常国会で法案が審議される見通し。</p>
6	新型インフルエンザ対策の推進について	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○ ワクチンの優先接種における弾力的運用 新型インフルエンザのワクチン接種については、希望する国民が全て接種できるようにするとともに、都道府県の実情に応じて弾力的に優先接種が行えるようすること。 また、接種スケジュールを可能な限り前倒しにすること。 ○ ワクチンの優先接種における受験生への配慮 新型インフルエンザの本格的な流行時期が受験シーズンと重なることが予想されることから、現在の新型インフルエンザワクチンの優先接種対象者に加え、センター試験の受験生に対して受験期前に接種できるよう配慮すること。 ○ ワクチン接種に係る費用の全額国負担 今回の新型インフルエンザワクチン接種は国が実施主体であることから、低所得者に対する接種費用の負担軽減についても、地方に負担を転嫁することなく、国が責任を持って実施すること。 ○ 対策の検討に係る国と地方の事前協議の徹底 今後の新型インフルエンザ対策において、地方の財政負担や事務負担が生じる制度を定めるに当たっては、事前に地方と十分な協議を行い、合意を得ながら進めるとともに、財政措置を含めた適切な対応を行うこと。 ○ 医療従事者に係る補償制度の創設などの法制度の整備 地方公共団体が危機管理事項として責任を持って対処するため、災害救助法に準じた補償制度などの法制度を緊急に整備す 	<p>○低所得者に対するワクチン接種費用の助成 21年度2次補正 207億円</p> <p>○高校生に対する接種時期の前倒し。</p> <p>○特別交付税において算定。</p> <p>○具体的な動きなし。 引き続き要望する。</p> <p>○具体的な動きなし。 引き続き要望する。</p>

			ること。	
7	子ども手当の創設について	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子ども手当の支給は全額国庫負担とし、国の責任において必要な財源を確保すること。 ○ 子ども手当の創設に伴い児童手当制度が廃止されるが、児童手当事業主拠出金を財源とする放課後児童クラブなどの児童育成事業に支障が生じないよう、必要な措置を講じること。 ○ 制度設計にあたっては事前に地方と協議を行い、地方に混乱を生じさせることのないようにすること 	<ul style="list-style-type: none"> ○平成22年度分は暫定措置。子ども手当と児童手当を併給し、合わせて1人につき月額1万3千円を支給。 ・子ども手当分は、全額国庫負担。児童手当分は、現在の負担どおり(国、地方、事業主)。 ○現行の児童育成事業については、引き続き事業主拠出金を原資に実施。 ○制度設計にあたり、国からの事前の協議、情報提供はなし。 ・子ども手当の費用負担のあり方については、平成22年度において「地域主権戦略会議」等で議論。
8	医師・看護師確保対策の充実・推進について	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大学医学部入学定員の増員により養成された医師が、地域(都市と地方)、病院と診療所、診療科による偏在を起こさない措置を講じること。 <ul style="list-style-type: none"> ・早急に診療報酬を抜本的に見直し、地域の病院の救急科、小児科、産科、腎臓内科(透析)などに手厚く診療報酬を配分すること。 ・地域の医療需要を定量的に把握し、必要な医師を計画的に配置する全国的な医師配置調整制度を創設すること。 ○ 新医師臨床研修制度に関する本年度の見直しにおける経過措置を廃止し、都道府県ごとの募集定員の上限を実施すること。 ○ 看護師不足に対応し、安定的な看護師確保を図り良質で「安心・安全」な医療を提供するため次の対策を充実すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・看護師の安定的な養成と確保着に向けた、看護師の生きがいと魅力ある職場環境づくりの総合的推進。 ・女性が大半を占める看護師が働きやすいよう、院内保育所の施設整備・運営に対する助成制度の拡充。 	<ul style="list-style-type: none"> ・診療報酬全体で0.19%引き上げがなされる中で、救急、小児科、産科等については今後充実が図られる見込み。 ・具体的な動きなし 引き続き要望する。 <p>○具体的な動きなし 引き続き要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な勤務形態導入支援事業 予算案 0.9億円 ・病院内保育所運営事業 予算案 20.6億円
9	介護現場における人材定着対策について	厚生労働省	○ きめ細やかな介護サービスを実施するため、基準を上回る介護職員を配置している実情が	具体的な動きなし。 引き続き要望する。

			<p>あることから、それに見合った介護報酬となるような制度を設定すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護現場の職員の能力や経験に応じた介護報酬を設定すること。 ○ 介護報酬の設定に当たっては、介護保険料や利用者負担額の引き上げにつながることのないよう国が十分な財源措置を講じること。 	
10	少人数学級の制度化について	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 少人数学級を早急に制度化し、実施すること。 ○ 鳥取県では先行的に少人数学級を実施したところ、学力向上のみならず、雇用創出につながっている。 	平成23年度以降、公立小中学校の学級編成標準を引き下げて少人数学級化する方向で検討を始める方針。
11	高校教育の実質無償化について	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高校教育の実質無償化については、保護者の負担軽減という観点から、国の責任において早期に実現すること。 ○ 実現に当たっては、次の点を制度化すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・高校の設置主体に対して、財源を補填すること。 ・私立高校においては、所得制限を設定することなく、一律に授業料相当分について国費の交付対象とすること。 ・簡素で効率的な制度設計とし、早期に内容を示すこと。 	<p>22年度予定額 3,933億円</p> <p>1 公立高等学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ○授業料は不徴収とし、地方公共団体に対して授業料収入相当額（生徒一人当たり年額118,800円を上限）を国庫により負担 ○各地方公共団体で実施している授業料減免制度に係る経費は、引き続き各地方公共団体で負担（310億円：交付税措置） <p>2 私立高等学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高等学校等就学支援金として授業料について一定額（生徒一人当たり年額118,800円）を助成（生徒の申請に基づき、学校設置者が代理受領） ○低所得世帯の生徒については、所得に応じて、助成金額の1.5～2倍した額を上限として助成 <ul style="list-style-type: none"> ・年収250万円未満程度 237,600円（2倍） ・年収250万円～350万円未満程度 178,200円（1.5倍） ※年収は所得者がサラリーマン、配偶者は専業主婦、子ども一人（高校生）を想定した目安 ※低所得世帯に対する給付

				型奨学金（入学料、教科書費の支援）については、予算計上見送り。
1.2	科学技術振興による地域経済活性化施策の実施について	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における科学技術振興により地域経済の活性化を図るために「地域産学官共同研究拠点整備事業」(予算額 695 億円)については、43.2 億円が執行停止等見込額とされたが、この事業について、事業の重要性や地方における取組の状況等を勘案し、今後十分な代替措置を講ずること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同事業は、補正予算額 695 億円のうち 263 億円のみ執行。 ○ 事業対象は「ハコモノ整備中止。優れた成果が期待できる地域・設備に限定」に変更。 施設（ハコモノ）に関する代替措置はない状況 ○ 本県提案は採択され、提案金額約 11.2 億円に対し 9 億円が採択。(21.12.7)
1.3	殿ダム建設事業の早期完成について	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 殿ダム建設事業は、計画どおりの早期の完成を図ること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 殿ダム（事業費） <ul style="list-style-type: none"> ・ 21当初 : 84.6 億円 ・ 要求額 : 140.9 億円 (対前年比 1.66) ・ 決定額 : 139.1 億円 (対前年比 1.64)
1.4	戸別所得補償制度の導入について	農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 戸別所得補償制度の交付金の算定基礎となる生産費は、地域ブロックの数値を採用するなど、本県のように中山間地域が多く生産費の高い地域が不利とならないよう配慮すること。 ○ 次年度の作付けに支障がないよう、早急に制度設計を行うとともに、農業者に対して十分に制度の周知を図ること。 ○ 農業者の自主申告を基調とした簡素な制度とするなど、実施に伴う事務について、県、市町村、農業団体の負担とならないよう配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ (新)米戸別所得補償モデル事業 <ul style="list-style-type: none"> 21当初 - 億円 決定額 3,371 億円 ○ (新)水田利活用自給力向上事業 <ul style="list-style-type: none"> 21当初 - 億円 決定額 2,167 億円 ○ (新)戸別所得補償制度導入推進事業 <ul style="list-style-type: none"> 21当初 - 億円 決定額 76 億円 ○ (新)統計調査事業 <ul style="list-style-type: none"> 21当初 - 億円 決定額 3.6 億円 ○ 中山間地域等への配慮については、具体的な制度設計が示されておらず引き続き要望する。
1.5	農林水産業の雇用対策の充実強化について	農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 厳しい経済、雇用情勢を受け、農林水産業は新たな雇用の受け皿として注目されており、当県でも、国の『「農」の雇用事業』及び『緑の雇用担い手対策事業』に県の独自施策を加え、農林水産業への就業と担い手の確保を積極的に推進しているところ。 ○ 現在までに、310 名の雇用について事業採択しており、引き続き高い雇用創出効果を上 	

			<p>げるため、関係する国の各施策について、支援内容の拡充と事業継続すること。</p> <p>1 『「農」の雇用事業』における制度拡充と事業の継続</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 助成対象者に、I J U ターン者等の円滑な農業就業に必要な基礎技術研修を行う農地保有合理化法人等を追加 (2) 研修対象者に経営主の3親等以内の者を追加 (3) 研修支援期間の延長、助成対象経費の見直し及び助成額の引き上げ (4) 事業の継続 <p>2 『緑の雇用担い手対策事業』等の林業就業促進施策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 『緑の雇用担い手対策事業』における技術習得推進費の引き上げ、助成対象期間の延長 (2) 建設業等異業種の林業参入による担い手確保のための作業道整備予算の継続確保 <p>3 『漁業担い手確保・育成対策事業』の制度を拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 応募要件(漁業就業支援フェア参加義務)の緩和【沖合漁業】 (2) 研修期間の延長と漁業研修者への生活資金等の直接支援の創設【沿岸漁業】 (3) 新規就業者のための演習船支援要件(複数者での利用)の緩和【沿岸漁業】 <p>4 県産農林水産物を活用する食品・木材関連産業の雇用対策支援制度の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 農林水産業における雇用拡大、農商工連携推進のためには、関連産業の育成が必須であり、農林水産物加工業者等が行う規模拡大、新部門導入等に伴う新規雇用に対する支援施策の創設が必要 	<p>1 及び 4 「農」の雇用事業 (国費・全国)</p> <p>21当初 0億円 決定額 21億円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2年目以降の支援(新規)及び住宅手当等がゼロ査定。 ・助成対象研修期間の延長も含め、引き続き要望していく。 ・関連産業の育成については、事業体からの要望数が少ないため要望はしない。 <p>2 緑の雇用総合対策事業 (国費・全国)</p> <p>21当初 61億円 決定額 29億円 (所要額95億円)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 具体的な動きなし。引き続き要望する。 (2) 内閣府2次補正「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」(5,000億円)により措置された。 <p>3 新規就業・新規参入対策 (国費・全国)</p> <p>21当初 12億円 決定額 15億円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の要件緩和などがなされ、円滑な運用が可能となつたため、要望しない。
16	二酸化炭素削減のための施策の展開について	環境省	<p>○ 二酸化炭素の削減には地方も大きな役割を担っていることから、軽油や揮発油といった化石燃料に対して、炭素含有量等に応じて課税する「地方環境税」(都道府県税)を創設し、その財源を確保すること。</p> <p>○ 地方環境税 税制改正大綱(21.12.22) において、地方環境税の創設はされなかった。 地球温暖化対策のための税については、平成23年度実施に向けた検討を進める</p>	

				こととされており、引き続き要望する。
			<ul style="list-style-type: none"> ○ 持続可能な社会成長を維持しつつ低炭素社会を実現するため、国内排出量取引制度、J-VER及び国内クレジットなど、市場メカニズムを活用した二酸化炭素排出量削減のための社会システムを早期に構築すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○排出量取引等の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・国内排出量取引推進事業 21当初 25億円 要求額 25億円 内示額 20億円 ・カーボンオフセット推進事業 21当初 1.5億円 要求額 2.0億円 内示額 1.9億円 ・国内クレジット推進事業 21当初 7.7億円 要求額 9.2億円 内示額 8.5億円 ・国内排出量取引制度基盤整備事業（新規） 要求額 8.0億円 内示額 4.3億円 ・温室効果ガス排出削減・吸収クレジット創出支援事業の推進 21年2次補正 20億円
			<ul style="list-style-type: none"> ○ 「地域グリーンニューディール基金」をはじめとした、様々な環境産業の振興に資する支援制度について、細かな制約を設けることなく、地方の創意工夫を活かすことができるよう柔軟な支援制度とすること。 ○ 二酸化炭素の吸収源である森林の維持保全を始め、緑を守る産業としての農林水産業の振興施策を推進すること 	<ul style="list-style-type: none"> ○環境産業振興支援制度 <ul style="list-style-type: none"> ・中核市・特例市グリーンニューディール基金の創設 21年2次補正 60億円 柔軟な支援措置に関しては具体的な動きなし。 ○森林の維持保全 <ul style="list-style-type: none"> ・地域活性化・きめ細かな臨時交付金 21年2次補正 5,000億円の一部 <p>※森林整備の推進に向けた作業道開設予算が充実</p>
17	山陰海岸ジオパーク構想に関する支援について	外務省	<ul style="list-style-type: none"> ○世界ジオパークネットワーク加盟に向けた支援 ○地質遺産の保護・研究とジオツーリズムの推進などへの支援等 ○地球科学に関わる教育・研究の充実強化 	<p>具体的な動きなし。 引き続き要望する。</p> <p>(※平成21年12月1日世界ジオパークネットワークへ加盟申請書を提出済。)</p>
18	北朝鮮当局による拉致問題の早期解決について	内閣官房	<ul style="list-style-type: none"> ○松本京子さんをはじめとするすべての拉致被害者の一刻も早い帰国を実現するため、首相の強いリーダーシップの下、政府一体となり毅然とした取組を 	<p>拉致問題対策推進経費 12億円(5.7億円)</p> <p>○拉致問題に対する対応の協議、安否不明の拉致被害者に関する真相究明及び同</p>

			行い、現在のこう着状態の打開を図ること。	問題への戦略的取組等総合的な対策に必要な経費を増額。 ○本県として、引き続き、問題の解決に向けて要望活動等を行う。
19	過疎地域自立促進特別措置法の失効後における新たな過疎対策について	総務省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国として責任を持って過疎対策を実施する法制度を整備すること。 ○ 法制度の整備に当たっては、その内容として次の事項に留意すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・従来のハード事業に加えて、過疎地域の生活の安全・安心を確保するためのソフト的な対策を講じること。 ・過疎指定地域の指定に当たっては、市町村合併等により対象地域から外れるなど不利益を生じないようにすること。 ・行政区域よりも小さな地域においても、人口減少や高齢化により厳しい状況が生じている地域もあることから、このような地域に対するきめ細かな対応を盛り込むこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案」を本国会へ提出（議員立法）することで、与野党間で合意。(1/18) <ul style="list-style-type: none"> [合意の内容] <ul style="list-style-type: none"> ・指定地域については、現行の指定地域に加え、全国で新たに58市町村が追加指定される見込み。本県では、岩美町、三朝町、大山町、江府町が追加指定される見込み。 ・過疎対策事業債の対象となる施設に、認定こども園、図書館、自然エネルギーを利用するための施設が追加される。 ・地域医療の確保、交通手段の確保などソフト事業も幅広く過疎対策事業債の対象とする。 ・延長期間は6年。 [関連する情報] <ul style="list-style-type: none"> ○新たに、過疎地域等自立活性化推進交付金3.2億円を創設 <ul style="list-style-type: none"> (内容) 生活の安全・安心確保対策、産業振興、集落の維持・活性化対策等のソフト事業を幅広く支援するための交付金(1事業当たり1,000万円)
20	羽田空港再拡張に伴う発着枠配分に当たっての国内地方路線の維持・増便のための配慮について	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 羽田空港は地方と首都圏を結ぶ国内線の拠点空港であり、平成22年の羽田空港の再拡張に伴う新規発着枠については、国内地方路線に優先的に配分することとし、鳥取・米子一東京便の増便を実現すること。 ○ 発着枠の配分に当たり、現行の権益外便のうち地方路線の使用枠は、増枠分から現行運航会社に予め担保する等により、 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 羽田空港再拡張に伴う新規発着枠については、第一段階(平成22年10月の供用開始から半年後までの間)における1日37便分の航空会社への具体的な配分が決定し、地方路線の拡充に一定配慮された。この配分枠を活用して、鳥取・米子一東京便の増便が図られるよう引き続き要望する。

			既存の運航を最大限尊重し、地方路線の維持を図ること。	○ 権益外便については、鳥取・米子便を含む小規模路線を維持するため必要となる枠が運航会社である全日空に優先配分され、要望が実現した。
21	オストメイトのストーマ装具取替に係る規制緩和について	厚生労働省	○ 医師法等による資格を持たない介護職員に対し、例えば一定の知識・技能を習得をさせることを要件にすることなどにより、オストメイトの方の肌に接着したストーマ装具（パウチ）の取り替えを行うことができるようすること。	具体的な動きなし。 引き続き要望する。

平成22年度国の施策等に関する提案及び重点要望事項 一覧表
(鳥取県市長会提出分)

鳥取県自治体代表者会議
鳥取県地方分権推進連盟

番号	項目名	所管省庁	提案・要望内容	国予算への反映状況等
22	子育て応援特別手当執行停止の撤回について	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「子育て応援特別手当」は、各市町村議会の議決を経て、所要の準備を進めているところであります。速やかに執行停止の撤回を行うこと。 ○ 今後、制度変更を実施する場合には、事前に地方と協議を行い、地方と住民の信頼関係を損なうことのないようにすること。 	予算執行停止。大臣名で平成21年10月15日付お詫びの書簡発出。
23	簡易水道等施設整備費国庫補助事業の採択要件の緩和について	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 簡易水道等施設整備費国庫補助事業について、簡易水道事業統合計画における事業期間を現行より少なくとも5年間程度延長していただく等、条件を緩和し、地域の実状に応じた採択要件とすること。 	具体的な動きなし。
24	水道事業の震災対策に係る新たな補助制度の創設及び補助基準の緩和について	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 震災対策の充実、強化をはかるため、応急給水用機材の整備、水道管補修材料の備蓄に対しての新たな補助制度の創設、また、耐震性向上のために実施している老朽管施設に対する補助基準のさらなる緩和及び補助率を引き上げること。 	<p>以下について、補助率の見直し及び対象施設が追加された一方、補助事業採択基準が厳しくされる動きあり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 老朽管更新事業の補助対象に「布設後30年以上経過したダクタイル鋳鉄管」を加える。 ○ 老朽管更新事業について、資本単価により1/4、1/3としている補助率を、それぞれ1/3、1/2へ改める。(「ダクタイル鋳鉄管を除く」)
25	後期高齢者医療の見直しについて	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 後期高齢者医療制度の見直しを行う場合は、被保険者、医療現場に再び混乱を生じさせないよう、国の責任による制度説明を徹底し、円滑な移行に努めること。 ○ また、制度移行に必要な財源については、国民、地方へ新たな負担を強いることなく、国において負担すること。 	<p>国の高齢者医療制度改革会議(第1回会議平成21年11月30日)において検討が始まったところ。</p> <p>国は平成22年8月までに制度改革大綱を取りまとめ、平成23年1月の通常国会に法案提出を目指している。</p> <p>制度移行までの間は、現行制度(保険料軽減)を維持することとされ、2次補正において予算措置。</p>

26	隱岐航路の維持について	国土交通省	<p>○ 山陰地方と隱岐諸島を結ぶ 隱岐航路の維持のため、「離島 振興法」に定める離島振興に向 け、航路インフラ整備のための 財政支援制度を創設するととも に、現行の離島航路補助金につ いても、離島航路事業者の運行 維持を担保する制度として必要 な予算を確保すること。</p>	<p>○離島航路補助金（国費・ 全国）</p> <p>21当初： 48.0億円 決定額： 47.7億円 (対前年比 0.99)</p>
----	-------------	-------	--	---